

別紙

諮問第725号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年定期表彰（勤続賞）検討者一覧表の開示請求者に係る部分」を一部開示とした決定は、項目名のうち左から2列目を非開示とした部分については開示すべきであるが、その他の非開示とした部分は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇消防署消防司令補〇〇が平成〇年定期表彰受賞者の決定等について（平成〇年〇月〇日〇人第〇号人事部長通知）において、勤続20年の表彰に非該当となったことを端的に示す書類（審査書若しくはそれに類する、表彰するにあたらなしたことを示したことが解る文書）に記載された私の個人情報」の開示請求に対し、消防総監が平成31年2月28日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 定期表彰の基準は、東京消防庁表彰取扱規程（昭和52年10月11日東京消防庁訓令第34号）2条7号において「勤続20年以上に及び品行が方正で職務に精励したとき」と定められている。

審査請求人は、東京消防庁表彰取扱要綱第4、3（2）ア及びイには該当しないため、ウの「その他表彰することが不相当と認められる者」にて除外されたこ

とが明らかである。

また、東京消防協会会員録（職員名簿に類するもので、個々人の採用年月日も明らかになるもの）で、勤続20年表彰の該当者は概ね推計することが可能で、それを踏まえて表彰者名簿を確認すると、除外項目該当者以外は皆表彰されていると考えて差し支えなく、評価項目、判断基準等に根拠を求めずとも、表彰非該当の理由は上記除外項目に該当すると判断できるところである。

本内容を開示することにより、除外理由を明らかにすることは当然の権利であり、本内容を非開示とすることは、情報開示制度の趣旨に悖ると考える。

イ 「評価者の属性が明らかになる」とあるが、当該部分を非開示とすれば足る。

ウ 「評価者が本人に配慮した結果、評価を寛大にするなどにより、選考者が公正な判断を下せなくなるなど、公正かつ円滑な選考事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、仮定、可能性の話をするのであれば、全事象でそういった理論がまかり通る訳である。翻ると、そのような判断基準で審査をすること自体に問題が存在するのではないか。人事部長が決定を下す、勤続賞表彰の屋台骨があまりにも脆弱であることを自ら告白しているわけであり、すなわち、これは情報を非開示とする理由とはならない。

エ 「被選考者と評価者との人間関係に影響を及ぼすおそれがある」とあるが、人間関係に対する懸念は情報開示制度とは切り離されるべきである。

オ 「評価者は被評価者との摩擦等をおそれ、率直かつ正確な評価を表明することを躊躇するようになる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。」とあるが、勤続賞の表彰制度は東京消防庁表彰取扱要綱第4に明らかにされており、勤務評定等とは異なり、人事の確保の問題とは関連性が薄い。

以上、処分庁の理由説明は、条例16条6号（5）に示す基準に合致しないことが明らかであり、これをもって当該部分の情報を非開示とすることは、審査請求人の正当な権利を侵害するものである。

カ 処分庁は条例16条6号に該当するため非開示と判断しているが、審査請求人単独に限定した情報を開示すること自体が直ちに審査事務に影響を及ぼすという具体的根拠は示されていない。

また、勤続賞の表彰は、条例16条6号(7)に示す「人事管理」のような各種効果をもたらさない。もし、反証があれば、具体的例示をもって審査請求人に示すべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 平成〇年定期表彰(勤続賞)検討者一覧表の項目名の左から2列目及び9列目から15列目まで(以下「本件非開示情報1」という。)は、実施機関が行う定期表彰受賞者の選考に係る事務に関する評価及び判断の基となる記述がされている欄に当たり、開示されることにより、その事務の過程又は基準が明らかとなる情報である。

定期表彰の基準は、東京消防庁表彰取扱規程2条7号において「勤続20年以上に及び品行が方正で職務に精励したとき。」と定められており、その具体的な評価項目や判断基準等については、昇任試験などの判断基準と異なり、実施機関の職員に対して明らかにされていない(除外については、東京消防庁表彰取扱要綱(以下「表彰要綱」という。)第4、3、(2)で示している。)にもかかわらず、これが本人に開示されるとすると、評価者の属性が明らかになることにより、その表彰の判断基準となる部分の評価について、評価者が本人に配慮した結果、評価を寛大にする等により、選考者が公正な判断を下せなくなるなど、公正かつ円滑な選考事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、項目名を明らかにすることで、項目名や項目ごとの欄の大きさ(本件処分では複数の項目を一体として非開示とし、個別の項目の大きさについても推知されないようにしている。)から、評価者の意見が選考の判断を左右するかが推知されることにより、被選考者と評価者との人間関係に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当する。

(2) 平成〇年定期表彰(勤続賞)検討者一覧表の本人の行のうち、左から2列目及び

9列目から15列目までの評価、判断及びその結果（以下「本件非開示情報2」という。）は、定期表彰受賞者の選考の判断基準に照らした審査請求人に対する評価が記載されていることから、これが本人に開示されるとすると、評価者は被評価者との摩擦等をおそれ、率直かつ正確な評価を表明することを躊躇するようになる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 5月15日	諮問
令和 元年 7月24日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月31日	審査請求人から意見書收受
令和 2年 2月17日	新規概要説明（第141回第三部会）
令和 2年 7月13日	審議（第142回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 勤続賞について

東京消防庁表彰規則（昭和26年6月16日東京都規則第113号）において、勤続賞は、「消防職員として勤続15年以上に及びその間成績優良と認められる者に対して、これを授与する。」と規定されている。

そして、東京消防庁表彰取扱規程において、勤続賞は、同規程2条7号（勤続20年以上に及び品行が方正で職務に精励したとき）に該当したときに、毎年期日

を定めて行う旨定められている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「〇〇消防署消防司令補〇〇が平成〇年定期表彰受賞者の決定等について（平成〇年〇月〇日〇人第〇号人事部長通知）において、勤続20年の表彰に非該当となったことを端的に示す書類（審査書若しくはそれに類する表彰するに当たらないとしたことを示したことが解る文書）に記載された私の個人情報」の開示請求に対し、実施機関が特定した「平成〇年定期表彰（勤続賞）検討者一覧表に記載された〇〇に関する保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、本件非開示情報1及び2を条例16条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関に確認したところ、本件非開示情報1のうち、左から2列目については、これが審査請求人に開示されることになると、表彰非該当者をいずれの部署が判断しているか審査請求人に推認又は誤認させることとなり、選考事務に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

審査会が見分したところ、確かに本件非開示情報1のうち、左から2列目部分には、特定部署の選考事務における検討項目名が記載されており、表彰非該当者の選考に関して当該部署が一定の処理をしていることが認められる。

しかしながら、東京消防庁の組織等に関する規則（昭和38年7月25日東京都規則第95号）において、表彰に関する事務の担当部署が明記されていることから、当該部署が表彰事務に関して処理を行うことは規定からして当然であり、また、

請求者が実施機関の職員であり、職員向けの通知等で当該選考事務の概要や処理の経過についても確認できる状態であったとのことであるから、当該部分を明らかにすることによって、選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分については、条例16条6号には該当しないことから、開示すべきである。

一方、本件非開示情報1のうち、9列目から15列目までについては、定期表彰の選考基準となる具体的な評価項目欄やこれを補足するための付記事項を記載する備考欄が設けられており、それぞれが相互に関連するものとなっている。

これら定期表彰の選考基準となる評価項目欄等を一部でも開示することになると、具体的な評価の観点、視点及び方法が明らかとなり、定期表彰に係る公平かつ適正な選考事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1の左から2列目以外の部分については、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、定期表彰の選考基準に照らした審査請求人に対する評価が記載されており、これらを開示することになると、評価者が、被評価者との摩擦等を懸念し、率直かつ正確な評価を躊躇するようになることが懸念され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明